

北栄町交通安全対策協議会

日時 令和6年7月17日（水） 午前10時00分
場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

日程

1 開 会

2 あいさつ

3 令和5年の交通事故概要について

4 議 題

（1）令和6年度北栄町交通安全町民運動について

（2）運動への取り組みについて

5 そ の 他

- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内
- ・役員について

6 閉 会

北栄町交通安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、町内における交通の円滑と交通事故防止に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため、北栄町交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、北栄町、北栄町議会、北栄町教育委員会、倉吉警察署、北栄町商工会、交通安全協会関係者、社会教育団体並びに学識経験者、その他必要に応じて各界代表者をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通事故防止思想の普及徹底
- (2) 交通事故防止対策についての調査研究
- (3) 交通標識、交通方式等につき関係機関への建議
- (4) 車両運転者、児童生徒等に対する指導、協力の要請
- (5) 関係機関との連絡提携
- (6) その他の交通事故防止対策上必要な事項

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名

2 役員は会員の互選による。ただし、会長は町長が当たる。

3 会長が必要と認めるときは顧問を若干名置くことができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

(役員の仕事)

第6条 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。ただし補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は協議会とし、会長が招集し、議長となる。協議会は、年1回定期に開くほか、必要により臨時会を開くことができる。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に学識経験者、関係機関及び団体の代表者の参加を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が必要と認めたときは、特殊案件又は専門的事項を審議するため協議会に部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、会長がそのつど指名する。

(経費)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、町予算をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

北栄町交通安全対策協議会委員名簿

役 職 名	氏 名
倉吉警察署長	山 本 明 義
北条駐在所警察官	石 賀 浩 明
北条駐在所警察官	有 馬 幸 佑
由良駐在所警察官	田 中 大 道
瀬戸駐在所警察官	西 川 裕 介
交通安全協会北栄支部長	園 信 市
交通安全協会北栄支部女性部長	野 嶋 恵 美 子
安全運転運行管理者協議会 北条支部長	磯 江 章 博
安全運転運行管理者協議会 大栄支部長	和 田 見 豊
交通安全指導員連絡協議会会長 北栄町議会総務副委員長	尾 嶋 準 一
自治会長会交通安全対策協議会委員	綾 女 憲 昭
商工会長	山 崎 稔
女性団体連絡協議会会長	勝 田 初 美
老人クラブ連合会会長	吉 田 康 博
北条小学校校長	平 井 尚
北条小学校 PTA 会長	淀 瀬 秀 一
北条中学校校長	萬 章 夫
北条中学校 PTA 会長	鯛 天 真 由 美
大栄小学校校長	小 田 信 之
大栄小学校 PTA 会長	生 橋 健 吾
大栄中学校校長	山 下 有 司
大栄中学校 PTA 会長	永 見 直 樹
鳥取中央育英校校長	山 田 史 子
町長	手 嶋 俊 樹
教育長	笠 見 隆 志
地域整備課長	中 原 浩 二
北条こども園園長	竹 本 幸 子
大誠こども園園長	小 野 塚 奈 津 子
由良こども園園長	澤 村 美 穂
大谷こども園園長	新 名 裕 子
栄保育所所長	石 井 路 代
北条みどりこども園園長	松 本 八 千 代

(敬称略)

3 交通事故概要について

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

1. 鳥取県内の交通事故状況

発生状況(人身事故)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和5年	656	14	762
令和4年	598	14	691
増減	+58	－	+71

2. 倉吉警察署管内の交通事故状況

(1) 発生状況(人身事故)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和5年	126	1	154
令和4年	122	1	141
増減	+4	－	+13

(2) 自治体別(人身事故)

区分	発生件数	増	減	区分	発生件数	増	減
倉吉市	73	+2		三朝町	2		－1
湯梨浜町	27	+3		北栄町	25		－3

(3) 交通死亡事故発生状況(管内)

日時	発生場所	当事者A	当事者B	状況
11月30日(月) 午後11時45分頃	東伯郡北栄町原	普通乗用車	歩行者【死亡】	車両が歩行者に衝突

出典：鳥取県警察交通事故発生状況データ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/44705.htm>)

4 議題

(1) 令和6年度北栄町交通安全町民運動について

① 目的

この運動は、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

② 期間

令和7年3月31日（月）まで

③ 主唱

北栄町交通安全対策協議会

会長 北栄町長 手嶋 俊樹

④ 運動のスローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

⑤ 運動の重点

- ・子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- ・自転車等の安全利用の推進（特に乗車時のヘルメット着用推進）
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・歩行者の安全の確保（特に横断歩道における歩行者保護の徹底）
- ・飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

⑥ 各種運動等の推進

1) 年間を通じて実践する運動

運 動 名	期 間
鳥取県交通マナーアップ運動	4月1日(月)～3月31日(月) ※【強化期間】2月、毎月1日・15日
夕暮れ時の早期点灯運動	4月1日(月)～3月31日(月)
チャイルドシート使用向上推進運動	4月1日(月)～3月31日(月)
横断歩道ストップキャンペーン	4月1日(月)～3月31日(月)

2) 期間を定めて実施する運動（各期の交通安全運動）

運 動 名	期 間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日(土)～4月15日(月)	別に定められる内閣府・鳥取県交通対策協議会の実施要綱により実施
夏の交通安全県民運動	7月8日(月)～7月17日(水)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)	
年末の交通安全県民運動	12月9日(月)～12月18日(水)	

3) 期間を定めて実施する運動（目的別運動）

運 動 名	期 間
自転車等の安全利用推進運動	5月1日(水)～5月31日(金)
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	4月上旬～5月中旬、8月中、 12月中旬～1月中旬
子ども、高齢者及び障がい者への思いやり 運転推進運動	4月1日(月)～4月30日(火) 9月1日(日)～9月30日(月)

4) 交通安全日

名 称	実 施 日
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(水)、9月30日(月)

5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	期 間
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間

(2) 運動への取り組みについて

●運動の重点を受け、各期交通安全運動で重点項目設定

①こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止（資料 4 ㉮～）

- ・交通安全講習会の実施、交通安全の指導（関係団体、交通安全指導員、学校、こども園、保育所）
- ・高齢者の訪問指導（警察、交通安全協会、交通安全指導員、自治会、町）
- ・通学路点検を通じて交通機関箇所の把握と合同点検を実施（警察、学校、PTA、道路管理者、町）
- ・子ども、高齢者及び障がい者への安全運転の励行と交通ルールの遵守、交通マナーの向上の呼びかけ

②自転車の安全利用の推進（特に乗車時のヘルメット着用促進）（資料 6 ㉮～）

- ・交通安全講習会の実施（自治会、学校、こども園、保育所）
- ・「自転車損害賠償保険への加入」に関する情報提供、「自転車安全利用五則」「乗車用ヘルメットの着用」について広報啓発（警察、学校、町）
- ・自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る

③夕暮れ時と夜間の交通事故防止（資料 8 ㉮～）

- ・歩行者や自転車利用者に対して、反射材用品の着用の呼びかけ（交通安全協会、交通安全指導員、町）
- ・運転者に対して、夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時のハイビームの活用の呼びかけ（交通安全協会、交通安全指導員、町）

④歩行者の安全の確保（特に横断歩道における歩行者保護の徹底）（資料 10 ㉮～）

- ・横断歩道等における歩行者の優先義務の周知

⑤飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶（資料 12 ㉮～）

- ・飲酒の影響・飲酒習慣について正しい知識の普及（交通安全協会、交通安全指導員、町）
- ・アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯び有無の確認の徹底（安全運転運行管理者協議会等の事業所）
- ・「ハンドルキーパー運動」の普及
- ・運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性について周知

●年間を通じて実践する運動より

①鳥取県交通マナーアップ運動（資料 16 ㉮～）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問や街頭広報などでの呼びかけ
- ・「思いやり」「ゆずりあい」をテーマに交通マナーの指導や話し合い（学校、こども園、保育所）

②夕暮れ時の早期点灯運動（資料 17 ㊦）

- ・各期の交通安全運動中のパトロール・街頭広報での呼びかけ

③横断歩道ストップキャンペーン（資料 18 ㊦）

- ・通学路や街頭の横断歩道における交通安全指導、保護・誘導活動（学校、こども園、保育所）

④チャイルドシート使用向上推進運動（資料 19 ㊦）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問での呼びかけ
- ・チャイルドシート使用の指導、使用に関する正しい知識の普及（学校、こども園、保育所）

●期間を定めて実施する運動

⑤こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動（資料 20 ㊦）

- ・社用車、公用車への「思いやり運転推進中」マグネットシート貼り付け
- ・交通安全運動期間中、高齢者戸別訪問を実施（年 1～2 回）、反射材等配布
- ・横断歩道付近での運転について注意事項呼びかけ（安全運転運行管理者協議会等の事業所）

⑥飲酒運転根絶！意識改革推進運動（資料 21 ㊦）

- ・夏、年末の交通安全運動期間中、広報車両によるパレード等の実施
- ・安全運転運行管理者による飲酒運転根絶のための職場環境づくり

⑦自転車等の安全利用推進運動（資料 22 ㊦）

- ・交通安全運動期間中、街頭啓発の実施（北条中学校、大栄中学校、鳥取中央育英高等学校）
- ・学校、各自治会で開催される交通安全教室の講習項目として実施

●交通安全日（資料 23 ㊦～）

⑧「交通安全にみんなで参加する日」の実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送を実施
- ・広報活動や講習会を通じ周知（関係団体）
- ・この日を利用し交通安全指導を強化（学校、こども園、保育所）

●交通死亡事故多発時の緊急対策（資料 25 ㊦～）

⑨交通死亡事故多発警報発令制度実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送の実施
- ・のぼり旗の掲出、自治会放送の実施（自治会）

5 その他

- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内
- ・役員について